

甲良町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年6月26日策定

令和3年6月26日変更

令和5年8月16日変更

甲良町農業委員会

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、甲良町農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。

記

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられ、地域の農地利用状況や営農類型に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

甲良町は、犬上郡の東部に位置する沖積層の平坦な稲作地帯であり麦・大豆等の生産が盛んである。近年、甲良町においても遊休農地の発生が確認され、今後も農業者の高齢化に伴い遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく必要がある。また担い手（個人・集落営農法人等含む地域計画掲載の認定農業者等）への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、甲良町が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員が担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、甲良町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する滋賀県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する甲良町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和5年7月)	612ha	2.7ha	0.44%
3年後の目標 (令和8年7月)	603ha	3.0ha	0.50%
目標 (令和15年7月)	582ha	3.5ha	0.60%

※管内の耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とする。

※1年間で0.27ha(令和3年利用状況調査での遊休農地面積の5分の1)の解消を目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

農業委員と推進委員のチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、農業委員及び推進委員で協議し決定する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構の活用

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断

遊休農地のうち、農地中間管理機構が借り受け不適合となったものや、遊休化が進み再生困難となったものについては、農業委員会総会の議決を経て、非農地判断を行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおり

とする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和5年7月)	612ha	466.4ha	76.2%
3年後の目標 (令和8年7月)	603ha	487.2ha	80.0%
目標 (令和15年7月)	582ha	490.0ha	84.1%

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直し

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等の活用

農業委員会は、農地の賃借制度や農地中間管理事業の周知を図り、甲良町、農地中間管理機構と情報連携し

(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地

(イ) 農業の廃止・縮小（離農）を希望する方の農地

(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地

のリスト化を行い、地域の農業者の意見を集約し、「地域計画」の作成・見直し、担い手への農地利用の集積・集約に努める。

③ 農地の利用調整と利用権設定

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権と利用権の再設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて、新規参入の受け入れを検討するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現状 （令和5年7月）	0人 （0ha）	0法人 （0ha）
3年後の目標 （令和8年7月）	0人 （0ha）	0法人 （0ha）
目標 （令和15年7月）	0人 （0ha）	0法人 （0ha）

※新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮し、甲良町で必要な経営体数を試算。

※甲良町では、1集落1法人が確立されているため基本的には新規参入は促進しない。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と情報連携を行い、管内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて相談会等を実施する。

② 企業参入の推進

甲良町においては、1集落1集落営農法人が既に設立されており、原則的に農地中間管理機構を活用しての農地集積を図ることから、企業の参入は地域の実情を十分把握し検討する。

③ 農業委員会のフォローアップ活動

今後、甲良町内において農業者の離農により農地の遊休化が発生する可能性がある地域について、管内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）への貸付を促進する。

農業委員は、管内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）の把握を図り、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

「地域計画」の目標を達成するための役割

甲良町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用して
くため、甲良町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力